

第7期幌加内町障害福祉計画

（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

令和6年3月

北海道幌加内町

目 次

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の目標	3
5 計画の基本的視点	3
6 計画の策定体制	5

第 2 章 障がい者等の現状

1 身体障がい者の状況	6
2 知的障がい者の状況	7
3 精神障がい者の状況	7
4 発達障がい者の状況	7
5 高次脳機能障がい者の状況	8
6 難病患者の状況	8
7 障がい児の就学の状況	9

第 3 章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1 令和 8 度の目標値	10
2 事業量見込み	13

第 4 章 計画の実現に向けて

1 関係機関等との連携	26
2 地域における支え合いの強化	26
3 障がいに対する理解促進、及び障がいのある方の差別防止と権利擁護	27
4 計画の進捗管理	27

■「障がい」のひらがな表記について

この計画書では、次の場合を除いて「障がい」とひらがな表記をしています。

- ①法令等で定義されている。又は法令等から引用している用語
- ②制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞
- ③学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という）が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべく制度を整備してきました。

平成18年（2006年）の「障害者自立支援法の施行により、市町村及び都道府県に対して「障害福祉計画」の策定を義務付け、またその後、平成28年（2016年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられました。

国においては、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づき、市町村が定める計画について基本的な指針を示しており、第7期障害者福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針では、入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援や、福祉施設から一般就労への移行、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、障がい者等に対する虐待の防止等が盛り込まれました。

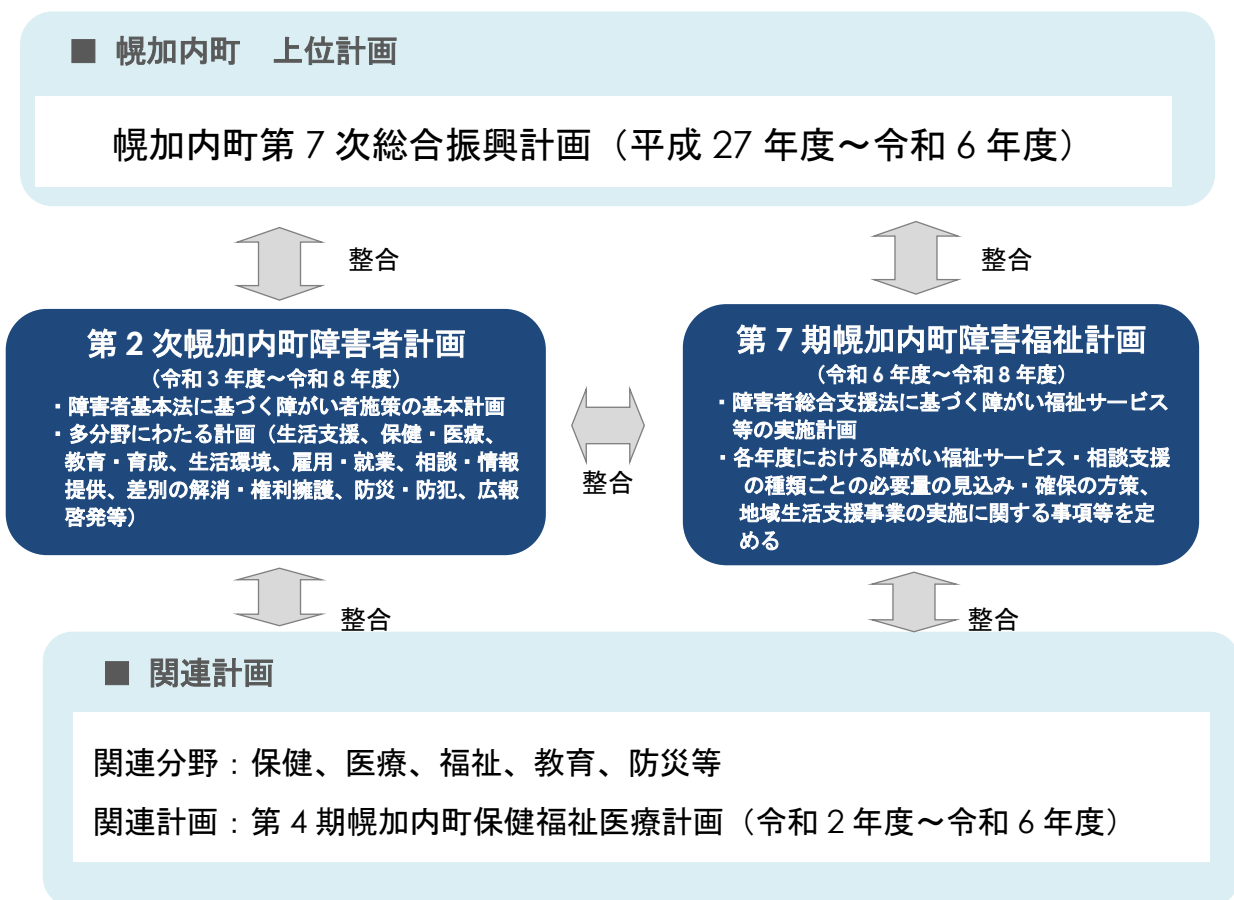
幌加内町（以下「本町」という。）において、現行の「第6期幌加内町障害福祉計画」が令和5年度をもって計画期間終了となることから、障害者総合支援法に基づく国の基本指針及び本町の地域特性や障がい福祉サービス等のニーズの変化等を踏まえ、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体とした「第7期幌加内町障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第 88 条及び 89 条に策定が位置づけられた計画です。

本町の障がい者等に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障がい福祉サービスの円滑な実施を図り施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定める、施策の実施計画的なものとして、3 年を 1 期として策定する短期の計画です。

なお、本計画は、上位計画である「幌加内町第 7 次総合振興計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・道の計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とします。

4 計画の目標

「幌加内町第7次総合振興計画」の基本理念《人に自然にやさしい故郷づくり》のもと掲げられた、まちの将来像は《夢と誇りを持って生きいきと暮らすまち》です。それを推進する福祉分野のまちづくりの目標は《生きいきと健やかに暮らすまち》であり、高齢者や障がいのある方の地域での生活を支援することとしております。

総合振興計画に掲げる将来像を尊重し、第2次幌加内町障害者計画（令和3年度～令和8年度）の目標を《障がいのある人もない人もともに支え合い 生きいきと暮らし続けられるまち》としました。

本計画も第2次障害者計画の期間中であることから、目標を次のとおり掲げます。

**本計画の目標： 障がいのある人もない人もともに支え合い
生きいきと暮らし続けられるまち**

5 計画の基本的視点

国の基本指針に基づき、次に掲げる点に配慮して障害福祉計画を策定しています。

（1）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のために、障がいの種別、程度にかかわらず、障がい者が自分で住みたい場所を選び、必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定を尊重するとともに意思決定の支援に配慮します。

（2）障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービス提供の充実

身体障がい、知的障がい、及び精神障がいに加えて、発達障がいや高次脳機能障がい、難病についても障がい福祉サービス等の対象に含まれることを周知するとともに、障がい者がその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを利用することができるようサービス提供体制の充実を図ります。

（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援に関するサービス提供体制を整えとともに、障がい者にも対応した地域生活支援拠点整備を包含した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら体制整備を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けることができるよう、関係機関の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、研修の実施、多職種の連携の推進、働きがいのある職場の推進、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減等に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援しなければなりません。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

6 計画の策定体制

(1) 行政機関内部の体制

障害福祉計画の作成にあたっては、介護部局、保健部局等と連携して作業に取り組む体制を整備し、策定しました。

(2) 障害福祉計画策定委員会の開催

「幌加内町地域自立支援協議会」において審議を行いました。この委員会には、保健・福祉・労働の関係者のほか、各種障がい者団体の代表者にも委員として参画いただき、意見の聴取を行ないました。

(3) ニーズ等の把握

障がい福祉サービス等の必要量を見込むためには、これまでのサービスの利用実績を基に、地域における障がい者の実績を踏まえ、計画の策定に反映させました。

第2章 障がい者等の現状

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和6年2月末現在71人で、町民全体の5.6%を占めています。（令和6年2月末人口 1,259人）

全ての区分において年々減少傾向にあり、これは本町の人口推移と一致しています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	22	18	17	17	17
2級	10	9	8	8	7
3級	15	13	11	11	11
4級	30	29	27	26	25
5級	8	8	7	6	5
6級	10	10	7	5	6
合計	95	87	77	73	71

※令和元年から令和4年度は年度末、令和5年度は令和6年2月末の数値（単位：人）

(2) 障がい種別身体障害者手帳所持者数

令和6年2月時点における、障がい種別毎の人数は以下のとおりです。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が37人（52.1%）と最も多く、次いで内部障害が18人（25.4%）となっています。

障害 種別 所持数	視覚	聴覚 平衡 機能	音声 言語	肢体不自由			内部				合計
				上肢	下肢	体幹	心臓	腎臓	膀胱 直腸	その他	
所持 者数	4	12	0	(15)	(19)	(3)	(11)	(4)	(3)	(0)	71
				37			18				

※令和6年2月末（単位：人）

2 知的障がい者の状況

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、令和 6 年 2 月末現在 18 人で、令和 2 年度以降、横ばいの傾向にあります。

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
A 判定	5	5	5	6	6
B 判定	12	12	12	12	12
合計	17	17	17	18	18

※令和元年から令和 4 年度は年度末、令和 5 年度は令和 6 年 2 月末の数値（単位：人）

3 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和 6 年 2 月末現在 4 人で、令和 2 年度以降、横ばい傾向にあります。

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 級	0	0	0	0	0
2 級	7	4	4	3	3
3 級	0	0	0	1	1
合計	7	4	4	4	4

※令和元年から令和 4 年度は年度末、令和 5 年度は令和 6 年 2 月末の数値（単位：人）

幌加内町では、精神障がい者等に対して通院交通費の助成を実施しており、令和 5 年度では 2 人が申請を行っています。

4 発達障がい者の状況

発達障がいについては、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において精神障がいに含まれることが明記されました。また、発達障がい者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。しかし、発達障がい者は外見からわかりにくく、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障がい者・児の正確な人数は把握できていないのが現状です。

5 高次脳機能障がい者の状況

高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに含まれており、また、厚生労働省告示において、高次脳機能障がいのある人は、発達障がいのある人と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから、「見えにくい障がい」といわれています。高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

6 難病患者の状況

本町の特定医療費（指定難病）受給者証交付件数は、以下のとおりです。

疾患名	人	疾患名	人
パーキンソン病	3	進行性核上性麻痺	1
脊髄小脳変性症	3	もやもや病	1
顕微鏡的多発血管炎	1	特発性拡張型心筋炎	1
肺動脈性肺高血圧症	1	網膜色素変性症	1
一次性ネフローゼ症候群	1		
総 数			13

※令和5年9月末現在（上川保健所より）

幌加内町では、難病患者等に対して通院交通費の助成を実施しており、令和5年度では5人が申請を行っています。

7 障がい児の就学の状況

(1) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学は現在対象者がいませんが、過去に就学実績のある特別支援学校は以下のとおりです。

学校名	所在地	小学部	中学部	高等部	計
美深高等養護学校	美深町	0	0	0	0
鷹栖養護学校	鷹栖町	0	0	0	0
旭川養護学校	旭川市	0	0	0	0
小平高等養護学校	小平町	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0

※令和6年2月末現在

(2) 町内の特別支援学級の状況

町内の特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

区分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害	小学校	学級数	1	1	1	1	1
		児童数	1	2	2	1	1
	中学校	学級数	0	1	0	1	1
		児童数	0	1	0	1	2
情緒障害	小学校	学級数	2	2	2	2	2
		児童数	4	4	3	4	4
	中学校	学級数	0	0	1	1	1
		児童数	0	0	3	4	4
言語障害	小学校	学級数	1	1	1	1	1
		児童数	3	2	2	2	2
	中学校	学級数	0	1	1	1	0
		児童数	0	1	1	1	0

※令和元年から令和4年度は年度末、令和5年度は令和6年2月末の数値（単位：人）

第3章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1 令和8年度の目標値

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針及び本町の実情を踏まえ、令和8年度を目標年度とする数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減するものとしています。

本町では、引き続き施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和8年度末までに、令和4年度末現在の施設入所者の6%以上（1人）を地域生活へ移行することを目標としますが、重度障がい者が施設に入所しているという実情から、目標の達成は厳しいものと考えます。

福祉施設入所者の地域生活への移行		
実 績	令和4年度末現在の施設入所者数	5人
	令和4年度末までの地域生活移行者数※ ¹	0人
見込みと目標値	令和8年度末の施設入所者数	5人
	令和4～8年度末までの削減数※ ²	0人
	令和4～8年度末までの地域生活移行者数※ ¹	0人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 令和8年度末までの削減数は、令和5～8年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることとしています。そのうち、就労移行支援事業については令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度実績の 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については令和 3 年度実績の 1.28 倍以上を目指すこととしています。

また、就労定着支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の事業所の半分以上とすることを基本とされました。

第 6 期計画期間中に一般就労に移行した障がい者は 0 人となっています。

本計画では、令和 8 年度における福祉施設から一般就労への移行目標を以下のように定めます。

項 目	令和 3 年度実績	令和 8 年度目標値
①一般就労移行数（全数）	0 人	3 人
①のうち就労移行支援事業利用者	0 人	1 人
①のうち就労継続支援 A 型事業利用者数	0 人	1 人
①のうち就労継続支援 B 型事業利用者数	0 人	1 人

(3) 一般就労後の定着支援

国の基本指針では、令和 8 年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることとしています。

また、就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本としています。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることも基本とされました。

本計画では、令和 8 年度における就労定着支援事業利用者数の目標を以下のように定めます。

項 目	令和 3 年度実績	令和 8 年度目標値
①一般就労移行数（全数）	0 人	1 人

(4) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、令和 8 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの地域生活支援拠点等を整備することを基本としています。

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして「地域生活支援拠点」を市町村に整備するというものですが、本町においては、障がいに関わる社会資源は希薄ですが、地域包括支援センターや社会福祉協議会、北部地域包括ケアセンター、地域密着型介護老人福祉施設等と連携しながら、保健福祉課が中心となって事業の推進を図ります。

地域生活支援拠点等の整備	
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所整備済み

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、令和 8 年度末までに市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、本町においては自立支援協議会を協議の場として活用することを検討しています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも 1 カ所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも 1 カ所以上確保、令和 8 年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置することとされています。

本町単独で障がい児支援の提供体制を整備することは、地域資源や人員確保の面から困難であるため、隣接する市町や障がい児サービス事業所等関係機関と充分協議し体制整備を推進します。

幌加内町では、心身障がい者（児）の指導訓練施設への通所に対して交通費の助成を実施しており、令和 5 年度では 7 人が申請を行っています。

2 事業量見込み

第 6 期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量を以下のとおり見込みました。

(1) 障がい福祉サービス等の事業量見込み

ア 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行なうサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行なうサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行なうサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行なうサービスです。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行なうサービスです。

※ 重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援については、本町において実績がないため、第 7 期においては見込みを行わないこととします。

■居宅介護

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数／月	0	0	1	1	1	1
利用日数／月 (人日／月)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	10	10	10

利用事業所所在地（R5 年度利用実績）：幌加内町

イ 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行なうとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行なうサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行なうサービスです。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行なうサービスです。
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行なうサービスです。

就労継続支援（B型）	年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行なうサービスです。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行なうサービスです。
短期入所	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行なうサービスです。

※ 自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・療養介護については、本町において実績がないため、第7期においては見込みを行わないこととします。

■生活介護

区 分	実績値		見込値	第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数／月	7	7	7	7	7	7
利用日数 (人日／月)	154 (22)	154 (22)	154 (22)	154	154	154

利用事業所所在地（R5年度利用実績）：旭川市、深川市、美唄市、秩父別町、剣淵町。奈井江町

■就労移行支援

区 分	実績値		見込値	第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数／月	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日／月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6	6	6

■就労継続支援（A型）

区 分	実績値		見込値	第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数／月	1	1	1	1	1	1
利用日数 (人日／月)	135 (11)	243 (20)	280 (23)	276	276	276

利用事業所所在地（R5年度利用実績）：赤平市

■就労継続支援（B型）

区 分	実績値		見込値	第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数／月	2	2	2	2	2	2
利用日数 (人日／月)	485 (20)	397 (17)	319 (13)	360	360	360

利用事業所所在地（R5年度利用実績）：旭川市、名寄市

■短期入所

福祉型短期入所

区 分	実績値		見込値	第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数／月	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日／月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10	10	10

医療型短期入所

区 分	実績値		見込値	第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数／月	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日／月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10	10	10

ウ 居住系サービス

区 分	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活支援（グループホーム）を利用していた障がいのある方が、居宅における自立した日常生活を営むために、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談などにより、必要な情報の提供や助言を行うサービスです。（平成 30 年（2006 年）より新設）。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行なうサービスです（従前の共同生活介護を含む）。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行なうサービスです。

■自立生活援助

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数／月	0	0	0	0	0	0
整備数	0	0	0	0	0	0

■共同生活援助（グループホーム）

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数／月	8	7	7	7	7	7
整備数	0	0	0	0	0	0

利用事業所所在地（R5 年度利用実績）：旭川市、深川市、名寄市、赤平市、秩父別町

■施設入所支援

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数／月	6	5	5	5	5	5

利用事業所所在地（R5 年度利用実績）：旭川市、深川市、名寄市、奈井江町、剣淵町

エ 相談支援

区 分	内 容
計画相談支援	障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。
地域相談支援 （地域移行支援）	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
地域相談支援 （地域定着支援）	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

■計画相談支援

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数	14	13	14	14	14	14

■地域相談支援（地域移行支援）

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数	0	0	0	0	0	0

■地域相談支援（地域定着支援）

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数	0	0	0	0	0	0

（２）地域生活支援事業の事業量見込み

本町では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

区 分	内 容
相談支援事業	障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行なうサービスです。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行なうサービスです。

日常生活用具給付事業	日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用を支援することで障がい者の権利擁護を図るサービスです。
地域活動支援センター事業	利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行なうサービスです。 地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業です。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施する事業です。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する事業です。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行なう事業を実施します。
社会参加促進事業	手話通訳者・手話奉仕員の養成研修や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

■相談支援事業

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援事業 所設置箇所数	1	1	1	1	1	1

■意思疎通支援事業

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業実利用 見込者数（人）	0	0	0	0	0	0
手話通訳者 設置事業 実設置見込数 （人）	0	0	0	0	0	0

■日常生活用具給付事業

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練支援用具 （件/年）	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具 （件/年）	1	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具 （件/年）	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通 支援用具（件/年）	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具 （件/年）	18	16	12	24	24	24
住宅改修費（件/年）	0	0	0	0	0	0

■移動支援事業

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業 利用者人数	1	1	0	1	1	1
移動支援事業 時間数 (時間/年)	21	15	0	30	30	30

■成年後見制度利用支援事業

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度 利用支援事業 申立件数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

■地域活動支援センター事業

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター 利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター 箇所数 (圏域)	0	0	0	0	0	0

■日中一時支援事業

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日中一時支援 支給決定者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

■社会参加促進事業

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
奉仕員養成研修 年間参加者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
自動車運転免許 取得・改造助成 利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
手話通訳奉仕員 養成研修 (人/年)	0	0	0	0	0	0

(3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

各サービスの内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

区 分	内 容
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行なうサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
障害児相談支援	障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

■児童発達支援

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援 (上段：人／月) (下段：人日／月)	4	5	6	6	6	6
	14	15	15	15	15	15
医療型 児童発達支援 (上段：人／月) (下段：人日／月)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

■保育所等訪問支援

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者	0	1	1	1	1	1
利用日数 (人日/年)	0	1	1	1	1	1

■放課後等デイサービス

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者	1	1	0	1	1	1
利用日数 (人日/月)	1	1	0	1	1	1

■障害児相談支援

区 分	実績値		見込値	第 7 期見込み		
	令和 3 年度	令和 4 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害児相談支援 (計画の作成)	0	0	0	0	0	0
セルフプラン 作成補助	5	6	6	6	6	6

第4章 計画の実現に向けて

1 関係機関等との連携

本計画の総合的な推進のために、福祉、保健、医療、教育、就労等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。

また、自立支援協議会や社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と、障がい者のニーズを総合的に捉え、課題解決のための方策を協議していくとともに、それぞれが連携しながら本計画を総合的に推進していきます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や道の制度に関わる分野も多く、今後の制度改正などの変化に対応するためにも、これら国、道の関係各機関との連携を図っていきます。

2 地域における支え合いの強化

障がいのある方が地域で安心・安全な生活を送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

障がいのある方の重度化や高齢化が進む中であって、障がいのある方が安全・安心に地域の中で自立して生活できるように、必要な機能を集約した地域生活支援拠点の整備・充実が求められています。

また、精神障がいのある方の地域生活への移行を推し進めていくため、保健・医療・福祉等の関係機関による協議の場の確保を目指し、近隣市町との連携や圏域での対応を含め、障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

さらに、高齢者と障がいのある方が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の制度に新たに「共生型サービス」が位置づけられました。これまでの制度・分野ごとの「縦割り」の解消を図り、サービスの拡充に努めます。

3 障がいに対する理解促進及び障がいのある方の差別防止と権利擁護

障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障がいに対する理解を促進するための取り組みを進めていくことが重要です。広報などによる障がいへの理解を促進するための情報発信やポスターなどによるヘルプマーク等の普及啓発などを通して理解を深めていくとともに、障がいのある方が必要な配慮を受けられるよう、体制整備を進めるよう努めます。

また、障害者虐待防止法と障がい者虐待防止窓口の周知・啓発に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用し、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

さらに、障がい者の権利や財産を守るための制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業がありますが、その認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況であるため、制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、より利用しやすい体制づくりに取り組めます。

4 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、保健福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行ない、必要に応じて各種施策の見直しを行なっていきます。

幌加内町第 7 期障がい福祉計画

発行 令和 6 年 3 月

企画・編集 幌加内町保健福祉課

〒074-0412 北海道雨竜郡幌加内町字親和
保健福祉総合センター
TEL : 0165-35-3090 (代表)